

定期試験・到達度確認等における不正行為に関する措置についての内規（専門職学位課程）

令和3年12月15日制定

本研究科専門職学位課程在籍学生の定期試験・到達度確認，それに代わるレポート試験，総合学力試験における不正行為に関し，不正事実の確認とその措置について次のとおり定める。

第1条 不正行為の事実確認は，授業担当者または試験監督者が行う。

第2条 不正行為の事実確認に基づき，教務委員は当該学生と面談を行い，不正行為を認定する。

第3条 不正行為が認定された場合，教授会は以下の措置をとるものとする。

(1) 不正を行った学生に反省文を提出させる。

(2) ケースプロジェクト研究，テーマプロジェクト研究，現代経営学演習を除く，当該学期に履修した授業科目の成績（総合学力試験を含む）を全て無効とする。

(3) 当該学期に学位論文が提出された場合は，審査及び最終試験を不合格とする。

第4条 意図的で計画的な不正行為を企てる等，悪質と認められた場合には，追加で以下の措置をとることがある。

(1) ケースプロジェクト研究，テーマプロジェクト研究，現代経営学演習を除く，次学期の授業科目の成績（総合学力試験を含む）をすべて無効とする。（休学をした場合には復学後の半期に本措置をとる。）

(2) 特に悪質と認められた場合には，神戸大学学生懲戒規則による懲戒処分（訓告，停学又は懲戒退学）の手續きに付する。

※履修した授業科目がどの学期に該当するのかわについては，開講時期ではなく，教務での履修登録時期に基づいて判断する。

附 則

この内規は，令和3年12月15日から施行する，